### 調査計画

1	調査の名称(□特定一般統計調査	■その他の一般統計調査)	
	健康保険・船員保険被保険者実態調査		

# 2 調査の目的

健康保険及び船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所又は船舶所有者の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲(■全国 □その他)
- (2) 属性的範囲(□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

【健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票】 健康保険組合

【全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票】 全国健康保険協会

【船員保険被保険者調査票】 全国健康保険協会

- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1) 報告者数

【健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票】 約1,400 (概数)

【全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票】 1

【船員保険被保険者調査票】 1

(2)報告者の選定方法(■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票は、健康保険組合連合会から提供を受ける組合一覧に記載されている全組合

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項

【健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票及び全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票】 健康保険組合管掌健康保険被保険者、全国健康保険協会管掌健康保険被保険者に係る以下の事項。

### (被保険者の状況)

①適用区分 ②事業所の都道府県番号 ③事業所の業態番号

④事業所の被保険者数 ⑤性別 ⑥生年月

⑦被保険者等の区分 ⑧資格取得時期 ⑨標準報酬月額

⑩標準賞与額 ⑪介護保険の該当有無 ⑫基準収入額適用申請有無

※ 次の⑬及び⑭は、健康保険組合管掌健康保険被保険者のみに係る事項

③ (加入者の場合) 加入前に適用されていた医療保険制度

(4) (脱退者の場合) 脱退後に適用される医療保険制度

### (被扶養者の状況)

①性別 ②生年月 ③続柄

④扶養開始時期 ⑤介護保険の該当有無

健康保険法第3条第2項被保険者に係る以下の事項

### (被保険者の状況)

①適用区分 ②事業所の都道府県番号 ③事業所の業態番号

④事業所の被保険者数 ⑤性別 ⑥生年月

⑦被保険者等の区分 ⑧資格取得時期 ⑨介護保険の該当有無

(被扶養者の状況)

①性別 ②生年月 ③続柄

④扶養開始時期 ⑤介護保険の該当有無

### 【船員保険被保険者調査票】

船員保険被保険者に係る以下の事項。

(被保険者の状況)

①適用区分 ②船舶所有者の都道府県番号

③船舶所有者が使用する船員の数 ④性別

⑤生年月 ⑥被保険者等の区分 ⑦資格取得時期

①基準収入額適用申請有無

(被扶養者の状況)

①性別 ②生年月 ③続柄

④扶養開始時期 ⑤介護保険の該当有無

#### 〔集計しない事項の有無〕 無□ 有■

全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票及び船員保険被保険者調査票の事業所番号、被保険者番号は個票の確認に用いるものであり、集計は行わない。

## (2) 基準となる期日又は期間

#### 【健康保険組合管掌健康保険被保険者調查票】

毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施年10月の1か月間)

#### 【全国健康保険協会管堂健康保険被保険者調查票】

毎年10月1日現在。ただし、10月1日現在の被保険者及び被扶養者について報告することが困難な場合は、9月30日現在。(一部の項目については、調査実施年の前年10月1日~調査実施年の9月30日)

### 【船員保険被保険者調査票】

毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施年の前年10月1日~調査実施年の9月30日)

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査系統

# 【健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票】

調査票の配布:厚生労働省 - 報告者(健康保険組合)

調査票の回収:報告者(健康保険組合) - 地方厚生(支)局 - 厚生労働省

### 【全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票】

厚生労働省 - 報告者(全国健康保険協会)

#### 【船員保険被保険者調査票】

厚生労働省 - 報告者(全国健康保険協会)

### (2)調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 (□政府統計共同利用システム ■独自のシステム □電子メール) □調査員調査 □その他 ( )

### [調査方法の概要]

### 【健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票】

- ① 厚生労働省から報告者に調査依頼文書、調査実施要領、調査票等を郵送する。
- ② 報告者は、被保険者を100分の1、異動者を50分の1で系統抽出し、抽出した被保険者及び異動者ご とに調査票に記入後、地方厚生(支)局に郵送する。

調査票作成に当たっては、厚生労働省ホームページに掲載されている調査票等作成支援電子システムを用いて行うことが可能である。

また、報告者は、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」の電子申請システムによる方法か、電子データを記録した電磁的記録媒体 (CD-R/RWまたはDVD-R/RW) または紙媒体を郵送する方法で提出することができる。

③ 地方厚生(支)局は健康保険組合から提出された調査票をとりまとめたうえ、厚生労働省に提出する。

#### 【全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票及び船員保険被保険者調査票】

- ① 厚生労働省から、全国健康保険協会に調査依頼書、調査実施要領を郵送する。
- ② 報告者は、調査事項をまとめた電子データを作成し、厚生労働省に郵送する。

7 報告を求める期間	
(1)調査の周期	
□1回限り □毎月 □四半期 ■1年 □2年 □3年 □5年 □不定期 □その他	( )
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: 年)	
(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限	
毎年9月下旬~11月30日	
8 集計事項	
別添「集計表一覧」のとおり	
の一部本外田の八字の十分五が出口	
9 調査結果の公表の方法及び期日	
(1)公表・非公表の別(■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)	
(2) 公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)	
概要を厚生労働省ホームページに、統計表をe-Statに掲載する。	
(3)公表の期日	
調査年翌年の11月頃(予定)	
ただし、令和2年度に実施した調査に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を分析する。	ため令和3年
12月までに公表を行う。	
10 使用する統計基準等	
■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他(	)
□使用しない	
調査項目中「業態番号」及び集計結果の表章については、日本標準産業分類の中分類を、プ	大分類の範囲内
で集約して利用する。	
11 調査票情報の保存期間及び保存責任者	
(1)調査票情報の保存期間	
•記入済み調査票:1年	
・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体:常用	
(2) 保存責任者	
厚生労働省保険局調査課長	

# 集計表一覧

# <健康保険組合管掌健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険>

· MC/ACPIC	<u> </u>	MASCINIS	<u> </u>	
表番号	集計事項	健康保 険組 管 康保険	全康 協 掌保 保険	船員保険(注1)
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	0	0	0
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保 険者数及び平均標準報酬月額	0	0	0
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被 保険者数及び平均標準賞与額	0	0	0
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保 険者数及び平均総報酬額	0	0	0
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数及 び平均標準報酬月額	0	0	0
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	0	0	0
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数及 び平均総報酬額	0	0	0
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者 数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率	0	0	0
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者 数及び平均年齢	0	0	0
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保 険者数、平均年齢及び被保険者数の構成比	0	0	_
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、被保 険者数及び平均年齢	0	0	0
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性 別、被扶養者数	0	0	0
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	0	0	0
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級 別・性別、被扶養者数	0	0	0
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者 数、平均標準報酬月額、被扶養者数	0	0	0
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者 数、平均標準賞与額、被扶養者数	0	0	0
第17表	被保険者-被扶養者別・年齢階級別・性別、新規加入 者数	0	0	0
第18表	被保険者-被扶養者別・年齢階級別・性別、 脱退者数	0	0	0
第19表	被保険者-年齢階級別・加入前制度別、新規加入者数	0	_	_
第20表	被保険者-年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	0	_	_
(3.3 . )		د ماسلا	) — III	3 - E.A.

<sup>(</sup>注1) 船員保険の集計表については、「事業所」を「船舶所有者」と読み替える。また、再掲として「船舶種別」を設ける。

<sup>(</sup>注2) 年齢階級別の集計表について、前期高齢者、高齢者で3割負担の者、高齢者で2割負担の者、介護 保険被保険者の集計結果について再掲する。

# <健康保険法第3条第2項被保険者>

表番号	集計事項		
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数及び 扶養率		
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者 数及び扶養率		
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、被扶養者数		
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数		
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数		

<sup>(</sup>注)年齢階級別の集計表について、前期高齢者及び70歳以上の者の集計結果について再掲する。